

流山市企業動向調査業務委託に係る簡易プロポーザル募集要項

令和5年4月26日

本市では、中小企業向けの融資、補助金の交付など各事業により市内商工業事業を活性化する取り組みを展開している。

本調査は、市内事業者の動向を経年変化や時事の観点から分析することにより、既存事業の改廃及び新規事業の創設に向けた基礎資料を取得するために実施するものである。

なお、本調査は委託業務とし応募者の持つ実績やノウハウを最大限に発揮してもらうために、価格のみの競争ではなく事業者の実績や成果品等のノウハウについて評価する簡易プロポーザルの方法により優先交渉権者の選定を行う。

1 本事業の内容

詳細は「流山市企業動向調査業務委託に係る簡易プロポーザル仕様書」（以下、「仕様書」という。）に定める。

- (1) 調査票の作成及び関連業務
- (2) 調査対象企業等への調査業務
- (3) 調査結果の取りまとめ及び分析業務
- (4) 調査結果を踏まえた政策的提言・提案業務

2 応募の条件

- (1) 本事業に関する一連の業務の遂行が可能であること。
- (2) 平成30年4月以降に国、県、市区町村において企業や個人事業主の景況に係る調査及び政策提言レポートの作成を実施した実績があること。
- (3) 本募集要項公表の日から企画提案書の提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者となることができないものとする。

- ①流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止、または流山市建設工事等暴力団

対策措置要綱（平成19年6月1日制定）に基づく指名除外を受けている者。

- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ③手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、または本事業の企画提案書の提出日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条または第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者。
- ⑤商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ⑥民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。
- ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。
- ⑧警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- ⑨応募提出書類に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者。
- ⑩法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

3 契約までのスケジュール

内容	日程
仕様書の公表	令和5年4月26日
質問の受付	令和5年4月26日～5月9日（正午必着）
質問の回答	令和5年5月12日までに行う
応募（企画提案書）	令和5年5月12日～5月22日（正午必着）

の受付	
結果通知・契約	令和5年5月末予定

4 質問の方法

令和5年5月9日正午までに、任意様式によりメールにより事務局へ提出する。5月9日正午を過ぎて提出された質問は受け付けない。質問の回答は本市ホームページに掲載する。

5 提出書類

応募にあたり以下について、A4版ファイルに綴じて5部（正本1部・副本4部）提出すること。

- (1) 企画提案書（会社概要・実施体制・評価項目）
- (2) 「8 採点基準（2）想定成果品」に定める調査票及び調査結果報告書
- (3) 関係書類
 - ① 印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの）
 - ② 商業登記簿謄本（受付日前3か月以内に発行されたもの）
 - ③ 納税証明書（その3の3）
 - ④ 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）

6 契約上の条件等

- (1) 契約の内容

委託業務契約とする。
- (2) 履行期間

令和5年6月1日から令和8年3月31日までとする。
- (3) 予定価格（税込）

14,298,000円以内（年度額4,766,000円以内）
- (4) 支払条件

完了払い（年1回払い）
- (5) 納品
 - ① 業務完了報告書
 - ② 報告書速報版、概要版報告書、報告書、調査結果入力データ、

集計表

※②は紙媒体及びCD-ROMによる納品

(6) その他

本簡易プロポーザルの応募に要する経費は応募者の負担とする。

7 優先交渉権者の選定方法

- (1) 応募者は、「5 提出書類」に掲げる書類を作成のうえ、土日祝日を除く令和5年5月12日～5月22日（正午必着）の期間に事務局に提出する。
- (2) 事務局は、企画提案書の内容について、「8 採点基準」に則り審査する。なお、応募者が1社の場合であっても本募集要項及び「仕様書」の内容を充足する提案であれば審査の対象とする。
- (3) 審査結果は応募者に文書（簡易書留）で通知する。
- (4) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (5) 審査結果は、市のホームページで公表する。
- (6) 審査結果・審査内容に関する問い合わせには、一切回答しない。
- (7) 優先交渉権者が契約を締結しないとき、又は契約交渉が不調におわったときは、次順位優先交渉権者と交渉し、契約を締結することがある。

8 採点基準

(1) 実績 40点

①実績件数 20点

平成30年4月以降に国、県、市区町村において企業や個人事業主の景況に係る調査（調査対象1,000件以上）及び政策提言レポート作成を実施した実績に応じて、次に掲げる区分の点数とする。

なお、調査分析業務のみの場合は実績件数に含まない。また、実績件数は契約件数ではなく、調査実施回数とする。

実績件数	配点
12件以上	20
10～12件	16

7～9件	12
4～6件	8
1～3件	4

②回収率（実績） 20点

①のうち回収率上位3件の平均値に応じて、次に掲げる区分の点数を加算する。なお、実績件数が1ないしは2件であり、その回収率の平均値となる場合は、下表配点から4点を差し引いた点数を加算する。

回収率の平均値	配点
35%以上	20
30%以上35%未満	16
25%以上30%未満	12
20%以上25%未満	8
15%以上～20%未満	4

(2) 想定成果品 30点

(1) ①の実績における成果品の内容について下記①～③により採点し次に掲げる点数を加算する。成果品の提出は(1) ①実績件数の中から任意の3件以内とする。

※Webで調査を実施している場合はWeb上の画面を印刷して提出すること。

※守秘義務に配慮した上で作成・提出すること。

① 調査票 10点

見やすさや・分かりやすさについて5段階評価で採点する。

② 集計分析レポート 10点

分析が的確かどうか5段階評価で採点する。

③ 政策提言レポート 10点

調査結果に基づく提言の内容が具体的かつ的確かどうか5段階評価で採点する。

(3) 回収率向上等のための取り組み 10点

本市が効果的で実現可能性が高いと認めた提案について5段階評価で採点する。

なお、調査回数を重ねる毎に回収率が向上していく取り組みも併

せて求める。

(4) 価格点 20点

価格点 (小数点以下切り捨てとする。)

= (提案のあった価格のうち最低額 ÷ 提案価格) × 配点 (20点)

9 事務局

流山市経済振興部商工振興課

担当 川村、赤崎

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

04-7150-6085

shoukou@city.nagareyama.chiba.jp